

小山工業高等専門学校学生表彰基準

制 定 平成11年 9月 1日

最終改正 平成29年 3月 8日

(趣旨)

第1条 この基準は、小山工業高等専門学校学生表彰規則（以下「表彰規則」という。）第4条の規定に基づき、本校学生の表彰基準について、定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 表彰規則第2条第1項第一号に定める「学業成績、人物ともに優秀である者」とは、各科から推薦された次の各号の一に該当する者とする。

- 一 5年生は、在学期間において、年間授業時数の4分の1を超えて欠課した科目がなく、かつ各学科における在学期間の学業成績の平均点の順位が1位及び2位の者。ただし、電気電子創造工学科においては、1位から4位の者
- 二 4年生以下は、当該学年在学1年間において、年間授業時数の4分の1を超えて欠課した科目がなく、かつ各学科における学業成績の平均点の順位が1位の者。ただし、電気電子創造工学科においては、1位及び2位の者

第3条 表彰規則第2条第1項第二号に定める「学習到達度試験において優秀な成績を修めた者」とは、学習到達度試験の数学並びに物理の各科目の成績上位者5名ずつとする。ただし、学科によって受験する学習領域数が異なる場合は、合計得点を領域数で除した点数により成績上位者を決定する。

第4条 表彰規則第2条第1項第三号に定める「学術研究等で特に顕著な成果を挙げ、本校の名誉を高めた者」とは、学術団体等における研究発表又は論文掲載により高い評価を受け、優秀な成績を挙げたと認められる者とする。

第5条 表彰規則第2条第1項第四号に定める「部活動又は課外活動において卓越した成績を修めた者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 3年連続して全国高等専門学校総合体育大会に出場した者
ただし、野球部については、日本高等学校野球連盟登録の関係で2年連続して出場した者
- 二 全国高等学校総合体育大会県予選又はそれに準ずる全県規模の競技大会において、第3位以上の成績を修めた個人又は団体
- 三 全国規模のコンテストやコンクール等において、第3位以上の成績を修めた個人又は団体
- 四 前2号に定める団体には、当該大会等への出場者の他、選手等として公式登録された学生全員を含むものとする。

第6条 表彰規則第2条第1項第五号に定める「その他学生の模範として推奨できる行為又は功績のあった者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 人名救助、重大事故の未然防止及び社会福祉の維持推進に顕著な功績のあった者
- 二 本校学生の諸活動に関して学生の模範として、特に推薦するに値する功績のあった者

附 則

この基準は、平成11年9月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年11月11日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。